

官報

号外
昭和六十年五月二十八日

○第百二回 衆議院會議録 第三十一号

昭和六十年五月二十八日(火曜日)

議事日程 第二十六号

昭和六十年五月二十八日

午後一時開議

第一 半島振興法案(建設委員長提出)

第二 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第三 工場抵当法の一部を改正する法律案(近藤鉄雄君外七名提出)

○本日の会議に付した案件
議員請暇の件

日程第一 半島振興法案(建設委員長提出)
日程第二 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)
日程第三 工場抵当法の一部を改正する法律案(近藤鉄雄君外七名提出)

午後一時三分開議
○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(坂田道太君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。
岡田春夫君から、海外旅行のため、六月二日から十一日まで十日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(坂田道太君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

〔保岡興治君登壇〕

○保岡興治君 たいだいま議題となりました半島振興法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

いわゆる半島は、三方を海に囲まれた地域としての立地条件のために孤島的な性格を有し、一般的には平地に恵まれず、また水資源も乏しいなど国土資源の利用面の制約から産業立地も思うに任せず、所得の格差等が見られ、人口の減少、高齢化の進展など今後大きな課題を抱えております。しかるに、このような半島地域についてのこれまでの広域的、総合的振興を図るための施策は、かなり立ちおくれていると言わざるを得ません。国土の均衡ある発展と地域住民の生活福祉の向上を図るためには、こうした半島地域がその後進性から脱却し、個々の半島の開発戦略を推進し、その持つ特殊性、可能性を最大限に生かせるよう総合的な振興策を講じる必要があるというのが本法律案の提出の理由であります。

次に、この法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、二以上の市町村の区域から成り、一定の社会的、経済的規模を有し、公共的施設の整備について他の地域に比較して低位にあり、かつ、産業の開発の程度が低く、企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある半島地域を半島振興対策実施地域として指定することとしております。

第二に、半島振興対策実施地域の指定があったときは、関係都道府県知事は、振興の基本的方針に関する事項、基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項などを内容とする半島振興計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととしております。

第三に、国は半島振興計画に基づく事業の実施に関し、必要な財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、その事業の円滑な実施を促進する

ることに努めなければならないこととしております。

その他、地方債についての配賦、税制上の措置、地方税の不均一課税に伴う措置などを設けることとしております。

なお、本案は公布の日から施行し、有効期限は昭和七十年三月三十一日までとすることとしております。

以上が本法律案の趣旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

昭和六十年五月二十八日 衆議院會議録第三十一号 工場抵当法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

融資を行うことにより、当該国の民間経済活動の促進等に資することを目的とする地域開発金融機関であり、米州開発銀行の活動を補充するものとして、一昨年十一月、資本金二億ドルをもって設立することについて合意が成立したものであります。我が国は、ラテンアメリカ地域に対する経済協力の促進等の見地から、同公社の設立に当たりこれに加盟することとしております。

この法律案は、別途提出されている協定に基づき、我が国が同公社に加盟するために必要な措置を講じようとするものでありまして、その内容は、政府が同公社に対し六百二十六万ドルの範囲内において出資ができることとするほか、予算で定める金額の範囲内において追加出資ができることとするものであります。

本案につきましては、去る五月二十一日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、五月二十四日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 工場抵当法の一部を改正する法律案(近藤鉄雄君外七名提出)

工場抵当法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔片岡清一君登壇〕

○片岡清一君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、近年活発化している大規模にして多チャンネル、多目的な有線テレビジョン放送事業に対する円滑な融資を図るため、有線テレビジョン放送事業に工場抵当法による財団抵当制度を適用し、もって有線テレビジョン放送の振興を図ろうとするもので、その内容は、有線テレビジョン放送の目的に使用する場合工場抵当法における工場とみなすこととするもの等であります。

委員会においては、五月十七日提出者を代表して近藤鉄雄君から提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、去る二十四日質疑を終了したところ、高村正彦君外一名から、附則第二項を全部削除する旨の修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

出席國務大臣
法務大臣 嶋崎 均君
大蔵大臣 竹下 登君
國務大臣 河本嘉久蔵君

○朗読を省略した議長の報告
(法律公布案上及び通知)
一、去る二十三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特許法等の一部を改正する法律
(通知書受領)

一、去る二十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百七十九年の海上における捜索及び救助に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結の全権委員会(千九百八十四年七月九日から十日までパリ)の最終文書に附属する議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十四年の議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

永井 孝信君 大原 亨君
橋本 文彦君 古川 雅司君
森田 景一君 宮崎 角治君
森本 晃司君 福岡 康夫君
大原 亨君 永井 孝信君
中村 重光君 多賀谷真稔君
福岡 康夫君 森本 晃司君
古川 雅司君 橋本 文彦君
宮崎 角治君 森田 景一君

商工委員
福岡 康夫君 補欠
森本 晃司君

建設委員
清水 勇君 補欠
永井 孝信君
永井 孝信君 清水 勇君

決算委員
中村 重光君 補欠
多賀谷真稔君
中村 重光君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
塩崎 潤君 補欠
宮崎 茂一君 堀内 光雄君
小澤 克介君 堀内 光雄君
笹山 登生君 堀内 光雄君
堀内 光雄君 堀内 光雄君
堀内 光雄君 堀内 光雄君

外務委員
河上 民雄君 補欠
竹村 泰子君 河上 民雄君
竹村 泰子君 河上 民雄君

大蔵委員
加藤 六月君 補欠
吹田 悞君

一〇二五

昭和六十年五月二十八日 衆議院會議録第三十一号 朗読を省略した議長の報告

なお企業秘密等の関係で、立入りを拒否する企業があると聞くが、このような場合、どのようなチェック方法があるのかお答えいただきたい。
右質問する。

内閣衆質一〇二第三〇号

昭和六十年五月二十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員松浦利尚君提出産業界において使用されている化学物質の安全性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出産業界において使用されている化学物質の安全性に関する質問に対する答弁書

一について

既存化学物質名簿に記載されている化学物質については、昭和五十九年末現在、累計五百二十五物質について安全性のチェックを終了している。

さらに、昭和五十八年度末現在、累計四百九十一物質について環境中におけるその残留状況の把握を行ったところである。

一方、一年間に化学物質の安全性等をチェックしている件数については、関係法律の規定に基づく届出件数の変化等により毎年異なるが、昭和五十九年については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び毒物及び劇物取締法（昭和五十九年法律第百三十三号）に関するもので、累計八百件である。

二について

一について述べて述べたチェック等により、所要の規制措置を講じている化学物質は二十四物質である。

三について

関係法律の規定に基づき、事業場等への立入検査等を行うものとしているほか、各事業者等に対し、当該関係法律の規定を遵守するよう所要の指導を行っているところである。
右答弁する。

カモシカに関する質問主意書

右の質問主意書を出す。

昭和六十年五月十六日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 坂田 道太殿

カモシカに関する質問主意書

特別天然記念物のニホンカモシカの食害が問題になっている。長野県によると、昭和五十八年度は岐阜、長野、岩手など十三県、計千七百ヘクタールで、その損害額は、例えば岐阜県では昭和五十七年までの五年間で三十八億円にも達している。

「野生動物の保護」か「林業者の生活権」かの議論となるが、現在、文化庁、環境庁、長野県で保護地域内だけの天然記念物による「種」の指定が検討されているが、以下、カモシカ問題について質問する。

一 深刻化する食害に対し、①保護地域内だけの天然記念物として地域外での捕殺を認める②食害補償には適切に措置すると昭和五十四年八月

に国は決定している。その後このような社会問題になつていくわけだが、これに対し政府はどのような対応を現在用意しているのか。

二 また、現在生存しているカモシカは七万五千頭プラスマイナス二万五千頭（昭和五十二年調査）と発表されている。これでは生存実態が全く把握されていないのと同じである。国の宝である天然記念物の扱いとしては、あまりにもお粗末である。単に保護というペールをかぶせるのではなく、まずは実態をはつきりと把握し、積極的にカモシカとの共存を手さぐりすべきだと考えるがどうか。

三 現在、長野県大町市の山岳博物館では、関係者の献身的な努力で七頭のカモシカが飼育されている。国が適切な土地を供給し、飼育を考えては、と提案したいがどうか。
右質問する。

内閣衆質一〇二第三二号
昭和六十年五月二十四日
内閣総理大臣 中曾根康弘
衆議院議長 坂田 道太殿

衆議院議員小沢貞孝君提出カモシカに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢貞孝君提出カモシカに関する質問に対する答弁書

一について

カモシカの保護及び被害対策については、昭和五十四年八月三十一日、環境庁、文化庁、長野県で協議の上対処方針を定め、これに基づき食害防除事業の実施、カモシカ保護地域の設

定等の施策を進めているところであり、今後ともこの方針に基づき適切に対処してまいりたい。

二について

カモシカの生息の実態については、環境庁が昭和五十二年から昭和五十三年度にかけて全国調査を行った結果、その推定頭数を七万五千頭プラスマイナス一万二千頭と把握したところであるが、同庁においては、昭和五十八年度から昭和六十年にかけて再度全国調査を行つて

いる。また、昭和五十九年度から文化庁の国庫補助事業として都府県教育委員会が、各被害地を中心にその生息密度等について順次調査を行つてきている。政府としては、これら調査結果を踏まえて必要な施策を進めているところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。

三について

カモシカの研究等のための収容施設の設置等については、従来から、文化庁において長野県大町市等に対し国庫補助金を交付してきているところである。
右答弁する。

（答弁通知書受領）

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員玉置和郎君提出内閣総理大臣及び各省大臣の職務権限に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和六十年六月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

半島振興法案

右の議案を提出する。

昭和六十年五月二十四日

提出者

建設委員長 保岡 興治

(目的)

半島振興法

第一条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資することを目的とする。

(指定)

第二条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の議を経て、半島地域のうち、次の各号に掲げる要件に該当し、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずることが適当であると認められる地域を半島振興対策実施地域として指定する。

- 一 二以上の市町村の区域からなり、一定の社会的経済的規模を有する地域であること。
- 二 高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設その他の公共施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。
- 三 産業の開発の程度が低く、雇用の増大を図

るため企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。

- 2 都道府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の申請をしようとする場合において当該申請に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官を経由しなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定をするときは、当該半島振興対策実施地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

(半島振興計画の承認)

- 第三条 前条第一項の規定により半島振興対策実施地域の指定があつたときは、関係都道府県知事は、当該半島振興対策実施地域に係る半島振興に関する計画(以下「半島振興計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により半島振興計画を承認しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の半島振興計画を作成しようとするときは、関係市町村長に協議しなければならない。

- 4 都道府県知事は、第一項の承認を受けようとする場合において当該半島振興計画に係る地域が北海道又は沖縄県の区域内にあるものであるときは、北海道開発庁長官又は沖縄開発庁長官

を経由して、当該半島振興計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 5 前各項の規定は、半島振興計画を変更する場合について準用する。

(半島振興計画の内容)

第四条 半島振興計画には、当該半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興に関し必要な次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 振興の基本的方針に関する事項
- 二 基幹的な道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
- 三 農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
- 四 水資源の開発及び利用に関する事項
- 五 教育及び文化の振興に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、半島振興に関し必要な事項

- 2 半島振興計画は、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画その他の法令の規定による地域振興に関する計画と調和したものでなければならない。

(半島振興計画に基づく事業の実施)

第五条 半島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の施策)

第六条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に関し必要な財政金融上の措置を講ずよう配

慮しなければならない。

第七条 国は、半島振興計画に基づく事業の実施に要する経費について、毎年度、国の財政の許す範囲内において、その事業の円滑な実施を促進することに努めなければならない。

(地方債についての配慮)

第八条 地方公共団体が半島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、半島振興計画の達成に資すると認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が、半島振興対策実施地域の区域内において行う工場、事業場その他の施設の新設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(税制上の措置)

第十条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第六條第二項の規定により、地方公共団体が、半島振興対策実施地域の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る機械及び装置又はその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税その他

昭和六十年五月二十八日 衆議院會議録第三十一号 半島振興法案 米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案及び同報告書 工場抵当法の一部を改正する法律 一〇二八

の政令で定める地方税に係る不均一の課税をした場合に於いて、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税その他政令で定める地方税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第十二条 国土審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、半島振興に関する重要事項について調査審議する。

2 国土審議会は、半島振興に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、昭和七十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(国土庁設置法の一部改正)

3 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中シをエとし、ミをシとし、メをミとし、ユをメとし、キをユとし、サをキとし、アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、ハをノとし、ウをハとし、ムの次に次のように加える。

ウ 半島振興法(昭和六十年法律第 号)

第七条第一項中「及びオ」を「ウ及びク」に改める。

理 由

半島地域における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、これらの地域について広域的かつ総合的な対策を実施するための半島振興計画の樹立等の措置を定めるとともに、その円滑な実施に必要となる措置を講ずることにより、半島地域における住民の生活の向上と国土の均衡ある発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和六十年四月十七日

内閣総理大臣 中曽根康弘

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律

1 政府は、米州投資公社に対し、六百二十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨により出資することができる。

2 前項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、米州投資公社に対し、予算で定める金額の範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により出資することができる。

附 則

1 この法律は、米州投資公社を設立する協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

理 由

米州投資公社への加盟に伴い、同公社に対する出資について所要の規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、米州投資公社への加盟に伴い、同公社に対し出資を行うことができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、米州投資公社に対し、次により出資を行うことができることとする。

(一) 六百二十六万合衆国ドルの範囲内において、アメリカ合衆国通貨により出資することとができること。

(二) 予算で定める金額の範囲内において、アメリカ合衆国通貨又は本邦通貨により追加出資することができること。

2 この法律は、米州投資公社を設立する協定が日本国について効力を生ずる日から施行することとする。

二 議案の可決理由

我が国の中南米諸国に対する経済協力の一層の促進を図る見地から、米州投資公社への加盟に伴い必要な措置を講ずることとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和六十年年度一般会計予算に、米州投資公社出資に必要な経費として三億七千万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十年五月二十四日

大蔵委員長 越智 伊平
衆議院議長 坂田 道太殿

工場抵当法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

昭和六十年三月五日

提出者

近藤 鉄雄 小淵 恵三
熊谷 弘 白川 勝彦
中川 秀直 丹羽 雄哉
平沼 赳夫 野上 徹

伊藤宗一郎外二十一名

工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の二部を次のように改正する。

第二条第二項中「放送法ニ謂フ放送」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）ニ謂フ放送又ハ有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）ニ謂フ有線テレビジョン放送」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

（日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

2 日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条のうち第一条第二項の改正規定中「又ハ」を「若ハ」を「電気又ハ」を「電気若ハ」に改める。

理由

有線テレビジョン放送の事業の振興に資するため、有線テレビジョン放送の目的に使用する場所を工場抵当法における工場とみなす必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

鉄雄君外七名提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、近年活発化している大規模にして、多チャンネル・多目的な有線テレビジョン放送事業に対する円滑な融資を図るため、有線テレビジョン放送事業に工場抵当法による財団抵当制度を適用し、もつて有線テレビジョン放送の振興を図らうとするもので、その内容は、有線テレビジョン放送の目的に使用する場合を工場抵当法における工場とみなすこととするものである。

二 議案の修正議決理由

本案は、有線テレビジョン放送事業に工場抵当法による財団抵当制度を適用しようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、本案附則における日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の改正については、修正を行う必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年五月二十四日

法務委員長 片岡 清一

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

(一は修正)

附則

〔施行期日〕

この法律は、公布の日から施行する。

（日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の

部改正

日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条のうち第一条第二項の改正規定中
「又ハ」を「若ハ」を「電気又ハ」を「電気若
ハ」に改める。

衆議院會議錄第二十四号中正誤

正 誤 行 段

三八六	三三七	その期間	この期間
-----	-----	------	------

[illegible]

改める。

八五六 四末八削る。

八六五 一末九 一年間 一年間

下段の
表の上
二
第百九条

欄 下段の

八七四 表の上末三欄 旧交渉法第十六

八七九
一
二七
8
旧船員
8 7
旧船員

八八四 四末五 第百十五号

衆議院會議錄第二十七号中正誤

全段行誤 正

九四三 四三 本案は

九四六 二三 ソ連係

昭和六十年五月二十八日 衆議院會議録第三十一号

一〇三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二四二(大代)
〒 105

一定価一
一〇円部